家庭状況等変更届

新 佰	区長 宛て			記人日:		月日				
保護	者住所 新宿区									
※転居の場合は旧住所を記入				日中の連絡先[電話番号] 父:						
保護	者氏名	·		母:						
	フ リ ガ ナ 児 董 氏 名	生年月	E	園名(在籍中	中の場合に記入)	クラス				
		年 .	月 日生			歳児 クラス				
		年 <i>.</i>	月 日生			歳児 クラス				
		年 .	月 日生			歳児 クラス				
1 家	マ 庭状況の変更 ※該当する項目	 に〇印を付け、	変更内容	を記入						
区内転居										
身分事項	結婚・離婚・別居・養子縁組・認知・氏名変更・その他() [変 更 日]年月日 [変更内容]									
休 園	「休園期間]※最長2か月間 年 月 日 ~ 年 月 日 次 [理由] かります。									
就 労	「退職日]	月 月 ∃も記入		退職日] ※転職の場合	年年	月日 記入				
状	[就労先名] [所在地]			[就労先名]						
沿等										
,,	[勤務時間]~~									
出産	就労証明書添付 有・無 (月日提出予定) 就労証明書添付 有・無 (月日提出予定) [出産(予定)日] 年月日 ※母子健康手帳のコピー(表紙と予定日のページ)要添付 [産前産後休暇・育児休業取得期間(予定)] 年月日 ~ 年月日 ※ 育児休業の対象のお子さんの2歳の誕生日が属する月の末日までは、育児休業を事由として特例的に在園することができます。 ※ 育児休業期間中は「保育短時間」での認定となるため、「2 保育必要量の変更」欄への記入が必要です。									
その他	の									
2 保	 発育必要量の変更 (上記の変更に作	半い保育必要量を	変更する場	場合等に記入)						
[理 ※ ※	要日]年月	 :する状況が確認でき りません。	 きる書類(就労	分証明書や診断書等)」の	の記載内容を審査し					
<u>১ স</u>	、和祕化証の文刊布主									

※ 認定内容が変更したときは、先に交付を受けている支給認定証を返還する必要があります。(通知書は返還不要)

※ 教育・保育給付認定の事由(「就労」や「妊娠・出産」など)や保育必要量に変更が生じた場合は、教育・保育給付認

定通知書を送付しますが、「□交付を希望する」にチェック図した方には、支給認定証を交付します。

□ 交付を希望する

記入例

家庭状況等変更届

令和5年4月改訂

新宿区長宛て

記入日: 令和5 年 6月 20日

保護者住所 新宿区 歌舞伎町1-4-1

※転居の場合は旧住所を記入

日中の連絡先[電話番号]

父: 090-1111-1111

フ リ ガ ナ 児 童 氏 名	生年月日			園名 (在籍中の場合に記入)	クラス
シンジュク イチロウ 新宿 一郎	令和2年1(0月10	日生	新宿●●保育園	2 歳児 クラス
	年	月	日生		歳児 クラス
	年	月	日生		歳児 クラス

1 家庭状況の変更 ※該当する項目に〇印を付け、変更内容を記入

		\neg							
区内転居	[転居日]年月日 [新住所] 〒新宿区								
身分事項	結婚・離婚・別居・養子縁組・認知・氏名変更・その他([変 更 日]年月日 [変更内容])							
休園	[休園期間]※最長2か月間 年 月 日 ~ 年 月 日 次 [理由] 診断書等添付(有・無) ※ 長期間お休みする場合は届出が必要です。休園中で ※ 在籍児童の傷病により月の初日から末日まで休園す ※下記の場合は、1日付で保育必要量を変更します。 け	1							
就労状況等	文 [退職日] 年 (例:8月20日出産予定→6月1日から保育標準時間) E (例:8月20日出産予定→6月1日から保育標準時間) ・出産後、育児休業を取得する場合 (例:8月20日に出産し、10月21日から育児休業を取得 →11月1日から保育短時間) E (所在地] 「電話」 (例:1月20日に復職→1月1日から保育標準時間) ・育児休業から復職する場合 (例:1月20日に復職→1月1日から保育標準時間) 日長出予定	∃ 							
出産	】 産前産後休暇·育児休業取得期間(予定) 令和5/年 /月 1日~ 令和5 年10月20日								
その他	[疾病・介護・就学等、保育を必要とする事由の変更、延長保育の解除等] ※具体的に記入								

2 保育必要量の変史(上記の変更に伴い保育必要量を変更する場合等に記入)

[変更日] <u>令和 5</u> 年 <u>1 1 月 1</u>日から [保育必要量] <u>☑ 短時間・□ 標準時間</u> ※いずれかに **☑**

[理 由] 令和5年10月21日から育児休業を取得するため

- ※「家庭状況等変更届」と「変更後の保育を必要とする状況が確認できる書類(就労証明書や診断書等)」の記載内容を審査し、決定するため、 変更を希望する保育必要量に変更されるとは限りません。
- ※ 月の途中で保育必要量が変更する場合の保育料は、翌月分から、変更後の保育必要量による額に変更します。

3 支給認定証の交付希望

- □ 交付を希望する ※ 教育·保育給付認定の事由(「就労」や「妊娠・出産」など)や保育必要量に変更が生じた場合は、教育·保育給付認 定通知書を送付しますが、「□交付を希望する」にチェック図した方には、支給認定証を交付します。
 - ※ 認定内容が変更したときは、先に交付を受けている支給認定証を返還する必要があります。(通知書は返還不要)